

【地方分権改革の推進に関する特別決議（平成19年5月）】

政府において、地方分権改革推進委員会が発足し、第二期地方分権改革が本格的にスタートしたが、地方分権改革により、地域の特性に応じた個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、地方の役割をこれまで以上に拡大し、地方の自主性、自立性を高めていくことが重要である。さらには、九州をはじめとする多くの地方では、高齢化と人口減少が同時進行する状況にあり、現状を放置すれば、中央と地方の間における格差がより一層深刻化することが懸念される。

そのため、地方分権改革については、当事者である地方の意見を反映させたうえで、地方が自らの判断と責任において行政運営が行える真の地方分権を確立させることが必要であり、次の事項を「経済財政運営と構造改革の基本方針2007」（骨太の方針2007）に盛り込むとともに、安倍総理の強いリーダーシップのもと、政治の力により真の地方分権改革の実現を図るよう、九州地方知事会として強く求めるものである。

1. 国と地方の役割分担の見直しと権限・事務の移譲

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担をより一層明確化したうえで、国と地方の役割分担の見直しと国から地方への権限・事務の移譲を行うこと。

2. 税源移譲による地方税財源の充実・強化

自主・自立的な行財政運営ができるよう、国と地方の役割分担に応じて、国税と地方税の税源配分5：5を目指して、税源移譲を含めた地方の税財源の充実・強化を図ること。

その際においては、地方消費税の充実などによる偏在性の少ない地方税体系の構築を図ること。

3. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の地方支分部局の廃止・縮小や国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小などを行うことにより、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

4. 地方交付税の総額確保と財源調整機能・財源保障機能の堅持

地方の間の財政力格差是正と一定の行政水準の維持・確保のために、地方交付税制度の財源保障、財源調整機能は引き続き堅持し、その所要総額を確保すること。

また、地方交付税については、国から恩恵的に与えられているものではないことを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」とすること。

5. 「(仮) 地方行財政会議」の法律による設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が協議を行う「(仮) 地方行財政会議」を設置すること。

6. 今後の地方分権改革の進め方

地方分権改革推進委員会は、上記の提案内容を踏まえて、「あるべき地方分権改革の姿」を取りまとめ、政府に提言するものとし、地方とも十分に意見交換を行ったうえで、調査審議を進めること。

さらに、政府が「地方分権改革推進計画」を作成するにあたっては、地方六団体と事前に十分な協議を行うこと。

以上、決議する。

平成19年5月30日

九州地方知事会